

政令 第三百八十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十六号）の施行に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、「第三十三条の五の二第一項並びに」を「第三十三条の五の二第一項及び」に改め、「及び第九条第一項」を削り、同条第二項を削り、同条を第五条とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。